

褥瘡予防対策委員会

褥瘡対策委員会指針

1. 当施設における褥瘡予防

高齢者は心身機能低下・低栄養状態により活動が低下した状態に陥りやすく褥瘡発生リスクは高い。入居者様が褥瘡による痛みとそこに起因する様々な生活上の制限を受けることなく普通の生活を過ごして頂ける様に各職員が褥瘡発生の予防に努めます。

2. 褥瘡予防のための委員会その他施設組織

褥瘡発生予防に取り組むにあたって「褥瘡予防対策委員会」を設置します。

(1)「褥瘡予防対策委員会」を設置します。

①設置の目的

各職員が褥瘡に関する知識を持ち日常的なケアにおいて配慮し褥瘡を予防します。

②委員会の構成員

- ・ 医師
- ・ 看護職員
- ・ 介護職員
- ・ 管理栄養士
- ・ 施設長
- ・ 相談員
- ・ 専門員

③委員会の開催

定期的に 3ヶ月に 1回開催し褥瘡発生の実態把握、褥瘡発生防止、再発予防などの検討を行います。

④委員会の役割

- ・ 褥瘡処置への対応・観察の記録・褥瘡発生予防に関する職員への指導
- ・ 褥瘡発生予防に関する検討
利用者、個々に応じた体位変換・良肢位・車椅子上の姿勢の工夫の周知徹底

⑤褥瘡発生予防における各職種の役割

(医師)

1. 予防・治療の職員教育

(褥瘡予防委員会)

- 1 . 褥瘡発生予防のための指針の周知徹底
- 2 . 褥瘡発生予防情報の収集、分析
- 3 . 褥瘡発生防止の検討の指導
- 4 . 検討内容の実践、結果の確認及び再検討

(各セクション)

- 1 . 状態観察、報告、記録を正確かつ丁寧に行なう
- 2 . 褥瘡発生の高リスク者の把握、情報収集、分析、防止策の検討
- 3 . 検討内容の実践、再検討
- 4 . セクションごとのケアの周知徹底

3 . 褥瘡発生予防のための職員研修に関する基本方針

褥瘡発生予防と職員の褥瘡発生予防に関する意識向上の為、
職員への教育・研修 を定期的かつ計画的に実施します。

- ① 毎年1回勉強会(褥瘡ケア・褥瘡について等)を実施します
- ② 新職員に対する研修を年 1 回実施します

4 . 褥瘡発生予防の手順

- ① ハイリスク者において褥瘡発生予防のためのケアプラン作成

各担当者会議において各入居者様の身体状況、生活環境、
栄養状態、褥瘡の既往などのアセスメントを行い、担当者会議にてケアプラン
を立案する。

- ② 褥瘡予防の実践 介護・看護職員は立案されたケアプランに基づき日常的な
ケアにおいて褥瘡発生予防を実践する。

③ 褥瘡予防の評価 褥瘡対策委員会において適切な褥瘡予防が行なわれているかを定期的に評価する。

5 . 褥瘡発生時の対応 褥瘡を予防することが前提であるが、やむなく褥瘡が発生した場合に備え、常に入居者様の皮膚の状態観察による早期発見に心掛け早期治療に努めます

6 . 褥瘡対策指針の閲覧について この指針は、当施設内に提示しいつでも自由に閲覧することが出来ます。

本指針は令和2年4月1日から施行する